

霧島市工事成績評定要領

平成17年11月7日

訓令第45号

(目的)

第1条 この訓令は、霧島市工事検査規程(平成17年霧島市訓令第44号)第11条に基づき、本市が発注する請負工事(以下「工事」という。)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として次に掲げる工事以外の工事を対象とする。

- (1) 砂利等の散布のみの工事
- (2) 側溝清掃及び道路等の降灰除去、崩土除去の工事
- (3) 造園(緑地)等の維持管理の工事
- (4) 電気、消防施設の保守点検及び部品等の交換の工事
- (5) 道路側帯及び河川等の伐採、除草の工事
- (6) 仮設物の設置・撤去の工事
- (7) 河川の中洲、寄州除去の工事
- (8) 請負工事が130万円を超えない工事

(評定の内容)

第3条 工事成績の評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえについて行うものとする。

(評定者)

第4条 工事成績の評定者は、次に規定する者とする。

- (1) 検査員 検査員とは、霧島市工事検査規程第3条第1項に規定する者とする。
- (2) 総括監督員 総括監督員とは、霧島市建設工事請負契約書標準書式に関する取扱要領(平成17年霧島市訓令第43号)第2-2-1(2)に規定する監督職員とする。
- (3) 監督員 監督員とは、霧島市建設工事請負契約書標準書式に関する取扱要領第2-2-1(2)に規定する監督職員とする。

(評定の方法)

第5条 評価は工事ごとに行うものとする。

2 評価は、監督及び検査により確認した事項に基づき、評価者ごとに的確かつ公正に行うものとする。

3 評価は、工事成績採点表(別記様式)により行うものとする。

(評価結果の報告)

第6条 検査員は、工事検査を終了したときは、評価の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第7条 市長は、前条の規定により検査員から受けた評価結果を、別途定める霧島市工事成績評価通知実施要領に基づき請負者へ通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。